

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。

国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

見守り 新鮮情報

第131号

新聞の勧誘員が家に来た。「今取っている新聞で不満はないから」と断って、ドアを閉めようとしたが**無理やり**玄関に入ってきた。**何度も断っているのに**「何で断るんだ!」と**怒っているような口調**で言われたかと思うと、今度は

は「頼むからお願いします!お願いします!」と**泣き落とし**のように頼み込まれたりして**あまりにしつこい**ので、**仕方なく**3カ月間の**購読契約**をしてしまった。やはり2紙も必要ないので解約したい。

(80歳代 女性)



断っているのに 帰ってくれない! 新聞勧誘

ひとこと助言

気をつけてね



見守るくん

- 新聞の勧誘員から強引に購読を勧められたという相談が寄せられています。
- 事例の他にも、購読開始時期が「1年後の〇月から」といった数カ月～数年先の契約をさせられるケースも目立っています。認知症の高齢者などの場合、配達が始まって初めて契約していたことに周囲が気づくこともありました。
- 訪問販売でクーリング・オフができる期間は契約書を受け取ってから8日間です。それを過ぎると、「〇年〇月～〇年〇月」などと期間が決まっている購読契約は途中でやめることが難しいので、注意が必要です。
- ドアを開ける前に業者名と用件を聞き、必要なければきっぱりと断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。